

上士幌町有財産売払告示書

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

記

1 売払物件

消防指揮車

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 車名 | トヨタ ランドクルーザープラド |
| (2) 型式 | KN-KDJ120W |
| (3) 原動機の型式 | 1KD |
| (4) 排気量 | 2.98リットル |
| (5) 燃料の種類 | 軽油 |
| (6) 初年度登録年月 | 平成15年2月 |
| (7) 走行距離 | 159,871km（令和6年3月25日現在） |
| (8) 車検 | 一時抹消登録済（車検有効満了日 令和7年3月7日） |
| (9) 自賠償保険 | なし |
| (10) 付属品 | スタッドレスタイヤ（アルミホイール付） |
| (11) 最低価格 | 100,000円（消費税別） |

2 入札等関係書類の交付

(1) 配布期間及び時間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月10日（金）まで

午前8時45分から午後5時30分まで

※午後0時から午後1時及び土曜日、日曜日、祝日を除く

(2) 配布場所

上士幌町役場 消防課（上士幌消防署内）

3 競争入札に参加する者の必要な資格に関する事項

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく上士幌町の入札参加の制限を受けていない者であること。

4 入札参加申込の方法

(1) 申込期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月10日（金）まで

午前8時45分から午後5時30分まで

※午後0時から午後1時及び土曜日、日曜日、祝日を除く

(2) 提出先

〒080-1408

河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地

上士幌町役場 消防課（上士幌消防署内）

(3) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼受付済書
- ② 契約に係る指名停止に関する申立書

(4) 提出方法

持参又は郵配送による。

5 入札物件の公開について

(1) 公開場所

〒080-1408

河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地

上士幌町役場 消防課（上士幌消防署内）

(2) 期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月10日（金）まで

午前8時45分から午後5時30分まで

※午後0時から午後1時及び土曜日、日曜日、祝日を除く

(3) 事前申込

入札物件を確認する場合は、事前に上士幌町役場消防課まで連絡すること。

連絡先：01564-2-2519（上士幌消防署）

(4) その他

入札物件の引渡しは、現状のままで行うので、事前に当該物品を確認し、入札すること。

6 入札方式について（郵送方式）

(1) 入札方法

入札書は、下記期日までに郵送等もしくは持参すること。

(2) 入札書提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時30分まで（必着）

(3) 郵送先・持参先

〒080-1408

河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地

上士幌町役場 消防課（上士幌消防署内）

7 開札及び落札者の決定

(1) 開札日

令和6年5月16日（木）午前10時

上士幌消防署 研修室

(2) 落札者の決定

最低価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最高の価格が同額の場合、入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせ落札者を決定する。

8 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 一般競争入札参加資格が無い者のした入札書
- (2) 同一人がした2通以上の入札書

- (3) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (4) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (6) 入札書提出期限までに到着しなかった入札書
- (7) 最低価格を下回る金額での入札書

9 契約の締結

- (1) 落札者は、令和6年5月30日(木)までに町が作成した物品売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 契約締結に要する費用は、落札者の負担とする。
- (3) 売買代金は、落札金額に消費税相当額(地方消費税含む)を加えた額とする。
- (4) 売買契約の名義人は、一般競争入札参加申込書兼受付済書に記載された入札申込者とする。

10 売買代金の支払い

売買代金は、物品売買契約締結後、2週間以内に、売買代金全額を町が発行する納入通知書により指定金融機関等に納入すること。

11 入札物品の引渡し

- (1) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等はすべて落札者の負担とする。
- (2) 引渡し後の故障及び瑕疵等については、当町は一切責任を負わない。
- (3) 引き渡しから2週間以内に名義変更を行うこと。
- (4) 物品については、上士幌町の物品ではなくなるため、物品に上士幌町及び上士幌消防署のものと特定できるものが添付されている場合には、添付物について処分を行うこと。

12 その他

- (1) 入札者は、本告示書のほか、上士幌町の物品売買契約書(案)を十分理解の上、入札すること。
- (2) 落札者は、入札によって得た権利を第三者に譲渡することはできない。

以上告示する。

令和6年4月9日

上士幌町長 竹 中



(連絡先) 〒080-1492 上士幌町字上士幌東3線240番地
上士幌町役場 消防課
電話：01564-2-2519